

第20期

定時株主総会招集ご通知

2016年4月1日～2017年3月31日

日時

2017年6月27日（火曜日）午前10時
 （受付開始時刻：午前9時）

場所

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
 コレド室町1（4階）日本橋三井ホール
 ※裏面の「第20期定時株主総会 会場のご案内」をご参照下さい。

報告事項

1. 第20期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）
 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び
 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）
 計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第3号議案 | 株式併合の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第5号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第7号議案 | 取締役賞与支給の件 |
| 第8号議案 | 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付
株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬
額改定の件 |

目次

第20期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	23
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告	49

(証券コード：4183)
2017年6月5日

株主の皆様へ

東京都港区東新橋一丁目5番2号



第20期定時株主総会招集ご通知

拝 啓

平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内（3頁）をご高覧のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日時：2017年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

2.場所：東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 コレド室町1（4階）日本橋三井ホール

3.会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第20期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第3号議案 | 株式併合の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第5号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第7号議案 | 取締役賞与支給の件 |
| 第8号議案 | 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件 |

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制、株式会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://jp.mitsuichem.com/ir/index.htm>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。また、株主の皆様への参考情報として、連結キャッシュ・フロー計算書の要旨及び連結包括利益計算書の要旨につきましても、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://jp.mitsuichem.com/ir/index.htm>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
また、議事資料として、本冊子をご持参下さいようお願い申し上げます。

日時 2017年6月27日(火曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

場所 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
コレド室町1(4階) 日本橋三井ホール

(末尾の「第20期定時株主総会 会場のご案内図」をご参照下さい。)

書面(郵送)による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

行使期限 2017年6月26日(月曜日) 午後5時40分到着分まで

書面(郵送)による議決権行使の詳細につきましては53頁をご参照下さい。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合



当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスいただき、各議案に対する賛否をご入力下さい。

行使期限 2017年6月26日(月曜日) 午後5時40分まで

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の詳細につきましては53頁から54頁をご参照下さい。

機 関 投
資 家 の
皆 様 へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

〔重複行使の取扱い〕

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重点課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

利益の配分につきましては、株主の皆様への利益還元及び今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案いたします。

配当につきましては、連結配当性向及び連結自己資本配当率（DOE）を勘案し、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元及び安定的な配当の継続に努めております。具体的には、連結配当性向25%以上、かつDOE2%以上を目標とする方針としております。

内部留保につきましては、更なる成長・拡大加速及び目指すべき事業ポートフォリオの実現加速のための投融資、革新的な新技術創出のための研究開発等に充当し、業績の向上を図ってまいります。

当期の期末配当につきましては、2017年10月1日に、創立20周年を迎えることから、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、当期の業績、今後の経営環境の見通し等を総合的に勘案の上、普通配当に記念配当を加えて、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社は2017年度より株主還元方針を見直し、自己株式取得を含めた、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向30%以上を、段階的に目指すこととしております。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金9円（普通配当7円、創立20周年記念配当2円）、総額9,003,028,545円といたしたいと存じます。これにより、当期の配当金は、既に中間配当金としてお支払いいたしました1株につき5円と合わせ、年14円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2017年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 準備金の額の減少の理由

自己株式の取得等、今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金93,782,722,186円のうち40,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を、53,782,722,186円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2017年6月27日

第3号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施いたします。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は、204,404,015株*となります。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

*「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

3. 株式併合の効力発生日

2017年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

600,000,000株

株式併合の割合に合わせて、当社の発行可能株式総数を現行の5分の1に減少させます。

5. その他

本議案に係る株式併合は、第4号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要な事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数は5分の1に減少することになりますが、純資産額は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社及び当社子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的の変更を行うものであります。
- (2) 第3号議案「株式併合の件」の承認可決と効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）につきまして発行可能株式総数を30億株から6億株に変更を行うものであります。
- (3) 同じく第3号議案「株式併合の件」の承認可決と効力発生を条件として、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株へ変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。
- (4) 株主総会において代理人によって議決権を行使いただく場合に、代理権を証する書面を当社に提出いただくことを明確にするため、現行定款第18条（議決権の代理行使）を変更するものであります。
- (5) 取締役会の機動的な運営を図るため、決議事項につき取締役全員の書面又は電磁的記録による同意があり、監査役全員が異議を述べない場合に限り、取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、会社法第370条の規定に基づき定款第24条（取締役会の決議の省略）の規定を新設するものであります。これに伴い、現行定款第24条以下を各1条ずつ繰り下げます。
- (6) 2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことに伴い、現行定款第24条（取締役の責任免除）及び第31条（監査役の責任免除）を変更するものであります。なお、現行定款第24条（取締役の責任免除）の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (7) 現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日である2017年10月1日に生ずることとする附則を設け、同日をもって本附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を、下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案	備考
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の製品の製造、加工及び売買</p> <p>ア. ～サ. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>シ. 包装用及び産業用等フィルム並びに高機能フィルム及びシート</p> <p>ス. 土木建築用資材、住宅用資材及び農業用資材</p> <p>セ. 荷役用、運送用パレット及び包装袋等の物流資材</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(2) ～ (18) (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の製品の製造、加工及び売買</p> <p>ア. ～サ. (現行どおり)</p> <p>シ. <u>金属及び高分子化合物等の複合材料並びにロボット材料</u></p> <p>ス. 包装用及び産業用等フィルム並びに高機能フィルム及びシート</p> <p>セ. 土木建築用資材、住宅用資材及び農業用資材</p> <p>ソ. 荷役用、運送用パレット及び包装袋等の物流資材</p> <p>タ. <u>金型</u></p> <p>(2) ～ (18) (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>600,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>新設</p> <p>新設</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

現 行 定 款	変 更 案	備考
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p><u>第24条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(現行定款第24条以下を各1条ずつ繰り下げます。)</p>	<p></p> <p>新設</p> <p>新設</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p></p> <p>変更</p>

現 行 定 款	変 更 案	備考
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>本定款第6条及び第8条の変更の効力発生日は、2017年10月1日とする。なお、本附則は、2017年10月1日をもって削除する。</u></p>	<p></p> <p>変更</p> <p>新設</p>

第5号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため、8名のうち3名は社外取締役候補者としております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

たんのわ つとむ

1

淡輪 敏

(1951年10月26日生)



再任

所有する当社株式の数

117,472株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1976年 4月 三井東圧化学(株)入社
2007年 4月 当社執行役員
2010年 4月 当社常務執行役員
2012年 6月 当社取締役常務執行役員
2013年 4月 当社取締役専務執行役員
2014年 4月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る
(業務執行全般統括(C E O))

選任理由

人事、基礎化学品を中心とする事業、工場など幅広い経験をベースとして当社業務に深く精通しております。また、2014年からは代表取締役社長として、強いリーダーシップで当社を牽引し、当社の業績回復のために陣頭に立って邁進し、実績を上げてきております。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者番号

くぼ まさはる
2 久保 雅晴
(1957年2月9日生)

再任

所有する当社株式の数

125,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1980年 4月 当社入社
 2010年 4月 当社執行役員
 2013年 4月 当社常務執行役員
 2013年 6月 当社取締役常務執行役員
 2014年 4月 当社取締役専務執行役員
 2016年 4月 当社代表取締役専務執行役員
 2017年 4月 当社代表取締役副社長執行役員 現在に至る
 (社長補佐 (CFO)。総務・法務部、経理部、CSR委員会及び
 リスク・コンプライアンス委員会担当)

選任理由

長年にわたる豊富な経験に基づき、総務・法務業務に深い知見を有しております。また、近年は、CFOとして当社グループの財務会計面を中心とした経営全般に精通するとともに、システム、品質保証をも経験しております。当社の企業価値向上のためにさらに寄与できると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者番号

いさやま しげる
3 諫山 滋
(1954年6月27日生)

再任

所有する当社株式の数

57,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1980年 4月 当社入社
 2007年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部電子・情報材料事業部長
 2009年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部企画開発部長
 2009年 6月 当社取締役 機能材料事業本部副部長兼同本部企画開発部長
 2011年 6月 当社社長補佐 米州総代表兼Mitsui Chemicals America, Inc.社長
 2013年 4月 当社常務執行役員
 2013年 6月 当社取締役常務執行役員
 2016年 4月 当社代表取締役専務執行役員 現在に至る
 (社長補佐。研究開発本部管掌。新モビリティ事業開発室、次世代
 事業開発室、ロボット材料事業開発室及び知的財産部担当)

選任理由

長年にわたる豊富な経験に基づき、当社の強みである研究開発分野に精通しております。また、経営企画や事業企画に携わるとともに、さらには、海外現地法人社長も経験し、グローバル経営への知見も豊富であります。当社の企業価値向上のためにさらに寄与できると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者番号

まつ お ひ で き

4

松尾 英喜

(1956年6月27日生)



再任

所有する当社株式の数

23,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1982年 4月 三井東圧化学(株)入社
2013年 4月 当社執行役員 生産・技術本部長
2014年 4月 当社常務執行役員 生産・技術本部長
2016年 6月 当社取締役常務執行役員 生産・技術本部長
2017年 4月 当社取締役専務執行役員 生産・技術本部長 現在に至る
(加工品事業支援センター及び工場担当)

選任理由

長年にわたる国内外の工場経験に基づき、当社の生産技術・安全推進に関する業務に精通しております。さらには、海外現地法人社長も経験しており、グローバル経営への知見も豊富に有しております。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者番号

しも ご お り た か よ し

5

下郡 孝義

(1961年10月1日生)



新任

所有する当社株式の数

12,791株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1985年 4月 当社入社
2012年 4月 当社理事 機能樹脂事業本部機能性コンパウンド事業部長
2014年 4月 当社執行役員 機能樹脂事業本部機能性コンパウンド事業部長
2015年 4月 当社執行役員 機能樹脂事業本部長
2016年 4月 当社常務執行役員 モビリティ事業本部長
2017年 4月 当社常務執行役員 フード&パッケージング事業本部長兼モビリティ事業本部長 現在に至る

選任理由

長年にわたる豊富な経験に基づき、機能樹脂や石油化学を中心とした事業分野に精通しております。さらには、海外現地法人副社長も経験し、グローバル経営への知見も豊富であります。当社の企業価値向上のために寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者番号

くろだ ゆきこ

6

黒田 由貴子

(1963年9月24日生)



再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1986年 4月 ソニー(株)入社
 1991年 1月 (株)ピープルフォーカス・コンサルティング代表取締役
 2010年 6月 アステラス製薬(株)社外監査役
 2011年 3月 (株)シーエーシー (現：(株)CAC Holdings) 社外取締役 現在に至る
 2012年 4月 (株)ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー 現在に至る
 2013年 6月 丸紅(株)社外取締役 現在に至る
 2015年 6月 当社取締役 現在に至る

■重要な兼職の状況

(株)ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー
 (株)CAC Holdings社外取締役
 丸紅(株)社外取締役

選任理由

企業経営者としての豊富な経験や、コンサルタントとしての実績に基づく高い見識をもとに、当社取締役会でも主に社外ステークホルダーの視点から積極的に発言を行っております。引き続き、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であるとと考えております。

候補者番号

ば だ は じ め

7

馬田 一

(1948年10月7日生)



再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1973年 4月 川崎製鉄(株) (現：J F E スチール(株)) 入社
 2000年 6月 同社取締役
 2003年 4月 J F E スチール(株)専務執行役員
 2005年 4月 同社代表取締役社長
 2006年 5月 日本鉄鋼連盟会長
 2010年 4月 J F E ホールディングス(株)代表取締役社長
 2015年 4月 同社取締役
 2015年 6月 同社相談役 現在に至る
 2016年 6月 当社取締役 現在に至る
 2016年 6月 アサガミ(株)社外監査役 現在に至る

■重要な兼職の状況

J F E ホールディングス(株)相談役
 アサガミ(株)社外監査役

選任理由

企業経営者としての豊富な経験、さらに業界団体トップとしての活動経験に基づく高い見識をもとに、当社取締役会でも、グループ全体を俯瞰した本質的な観点で積極的な発言を行っております。引き続き、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であるとと考えております。

候補者番号

とく だ ひろみ

8

徳田 寛

(1948年11月25日生)



再任

社外取締役
候補者

独立役員

所有する当社株式の数

5,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

- 1971年 4月 日本電装(株) (現：(株)デンソー) 入社
- 2000年 6月 同社取締役
- 2004年 6月 同社常務役員
- 2006年 6月 同社専務取締役
- 2008年 6月 同社代表取締役副社長
- 2011年 6月 (株)日本自動車部品総合研究所 (現：(株)SOKEN) 代表取締役社長
- 2014年 6月 (株)デンソー顧問技監
- 2016年 6月 当社取締役 現在に至る
- 2016年 7月 (株)デンソー顧問 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)デンソー顧問

選任理由

企業経営者としての豊富な経験、さらには、当社が注力していくモビリティ分野に関する高い見識をもとに、当社取締役会でも事業戦略の妥当性等の観点から積極的な発言を行っております。引き続き、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

(注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.黒田由貴子氏、馬田一氏及び徳田寛氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は黒田由貴子氏、馬田一氏及び徳田寛氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。黒田由貴子氏、馬田一氏及び徳田寛氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

※当社が定める独立役員の独立性基準は、18頁記載のとおりであります。

3.黒田由貴子氏、馬田一氏及び徳田寛氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、黒田由貴子氏が2年間、馬田一氏及び徳田寛氏が1年間となります。

4.黒田由貴子氏は、(株)ピープルフォーカス・コンサルティングの業務執行取締役を兼務しております。

当社は、2014年度及び2015年度に同社に対し、ファシリテーション研修業務を委託しておりますが、当社がこの研修業務の対価として同社に支払った金額は、いずれも同社の当該事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。

5.現在、当社と黒田由貴子氏、馬田一氏及び徳田寛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。黒田由貴子氏、馬田一氏及び徳田寛氏が再任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

6.黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は松本由貴子であります。

第6号議案 監査役2名選任の件

監査役関根攻氏の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了し、また、監査役松田博氏から、本定時株主総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、監査役2名の選任をお願いするものがあります。

なお、監査役候補者のうち徳田省三氏は、監査役松田博氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の規定により、退任する監査役の任期が満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 しんぼ かつよし

1 新保 克芳
(1955年4月8日生)



新任

社外監査
役候補者

独立役員

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

略歴

1984年 4月 弁護士登録

1999年11月 新保法律事務所（現：新保・洞・赤司法律事務所）弁護士 現在に至る

2015年 6月 (株)三井住友銀行社外監査役 現在に至る

■重要な兼職の状況

新保・洞・赤司法律事務所弁護士
(株)三井住友銀行社外監査役

選任理由

長年にわたる弁護士としての豊富な経験や、他社の社外監査役としての経験に基づき、法令遵守・企業倫理、危機・リスク管理の分野で高い見識を有しております。同氏は、他社の社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社の業務執行における適正性確保の観点から社外監査役として適任であると考えております。

候補者番号 とくだ しょうぞう

2 徳田 省三
(1955年3月1日生)



新任

社外監査
役候補者

独立役員

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

略歴

1981年11月 監査法人朝日会計社（現：有限責任あずさ監査法人）入社
1985年 8月 公認会計士登録
2002年 7月 朝日監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）代表社員
2006年 6月 同法人本部理事
2010年 6月 同法人専務理事
2015年 7月 同法人シニアパートナー 現在に至る

重要な兼職の状況

有限責任あずさ監査法人シニアパートナー

選任理由

長年にわたる公認会計士としての経験に基づき、財務会計、危機・リスク管理の分野で高い見識を有しております。同氏は、これまで会社の経営に関与したことはありませんが、当社の業務執行における適正性確保の観点から、社外監査役として適任であると考えております。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.新保克芳氏及び徳田省三氏は、社外監査役候補者であります。また、新保克芳氏及び徳田省三氏が選任された場合は、当社は各氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ※当社が定める独立役員の独立性基準は、18頁記載のとおりであります。
- 3.徳田省三氏は、有限責任あずさ監査法人のシニアパートナーに就任しております。当社は、有限責任あずさ監査法人との間で、2015年度及び2016年度において、コンサルティング業務委託等の取引関係がありますが、当社がこの業務の対価として同法人に支払った金額は、いずれも同法人の当該事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。また、当社は、2007年度まで、現在の新日本有限責任監査法人に加え、有限責任あずさ監査法人も会計監査人として選任しており、徳田省三氏も同法人の指定社員・業務執行社員として、当社の監査に従事しておりました。なお、同氏は、2017年6月30日をもって、有限責任あずさ監査法人を退職する予定であります。
- 4.新保克芳氏及び徳田省三氏が選任された場合、当社と各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(ご参考)

独立社外役員の独立性基準

当社が指定する独立社外役員の独立性基準は、以下のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、理事、部長等業務を執行する社員）であった者
- (2) 当社を主要な取引先（*）とする者又はその業務執行者
 - *当該取引先が過去3事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の2%以上の支払いを当社から受けた場合、当社を主要な取引先とする。
- (3) 当社の主要な取引先（*）又はその業務執行者
 - *当社が過去3事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合、又は当該取引先が当社に対し、過去3事業年度のいずれかにおいて、総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社の主要な取引先とする。
- (4) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- (5) 当社が大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- (6) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- (7) 当社から過去3事業年度のいずれかにおいて役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- (8) 当社から過去3事業年度のいずれかにおいて年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
- (9) 近親者（配偶者及び二親等以内の親族）が上記（1）から（8）までのいずれかに該当する者
- (10) 過去3年間に於いて、上記（2）から（9）までのいずれかに該当していた者
- (11) 前各項の定めにかかわらず、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者

以上

第7号議案 取締役賞与支給の件

取締役賞与につきましては、全社業績目標の達成状況を基に、連結の親会社株主に帰属する当期純利益、単独の繰越利益剰余金及び配当の状況を勘案し、取締役8名（退任取締役3名を含み、社外取締役を除く）に対し、総額105,000,000円を支給させていただきたいと存じます。各取締役に対する具体的金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、上記の金額は、2017年3月31日現在在任中の取締役5名に対する支給額91,500,000円と、2016年6月24日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名に対する2016年4月から退任時までの分である支給額13,500,000円との合計額であります。

第8号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額6千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億2千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。譲渡制限付株式の概要については、次頁以下に記載の「<譲渡制限付株式の概要>」をご参照下さい。

これに伴い、上記の現行の取締役の報酬額については、従来、ご承認いただいていた月額6千万円以内（年額に換算すると7億2千万円以内に相当）から、各事業年度を対象とする年額6億円以内（社外取締役の職責等を勘案して、うち社外取締役6千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）に変更いたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の付与のための報酬額と合わせた改定後の取締役の報酬額の合計は、現行の報酬額を年額に換算した金額である7億2千万円以内と同額となります。なお、取締役の賞与については、従来、取締役の報酬額である月額6千万円以内（年額に換算すると7億2千万円以内）とは別枠にて、株主総会でご承認いただいた上で支給しておりましたが、改定後は上記の年額6億円の報酬枠の範囲内にて支給することといたします。

(ご参考) 現行制度と新制度の比較		
	《現行制度》	《新制度》
基本報酬	基本報酬 月額6千万円以内 (年額換算 7億2千万円以内)	年額6億円以内 (うち社外取締役は年額6千万円以内) ・基本報酬 ・賞与(賞与は枠内支給)
賞与	賞与 株主総会で決議 (基本報酬とは別枠支給)	
譲渡制限付株式報酬		年額1億2千万円以内
合計	月額6千万円以内 (年額換算 7億2千万円以内) ※賞与は別枠支給	年額7億2千万円以内

各取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役を構成員として含む役員報酬諮問委員会の審議を経たうえでその意見を尊重して、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第5号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、現在と同様に、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

<譲渡制限付株式の概要>

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60万株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、上記の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、次頁記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、常務理事、理事、参与、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡又は定年その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、常務理事、理事、参与、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡又は定年その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

I. 企業集団の現況

1 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、米国やヨーロッパでの堅調な個人消費を背景とした景気回復が継続しましたが、中国や新興国の一部では停滞や減速が見られました。また、英国のEU離脱決定や米国の大統領選挙など、世界経済の変動に留意すべき状況が継続しました。

日本経済におきましては、雇用や所得環境の改善が続く中、景気には一部に改善の遅れも見られるものの緩やかな回復基調が継続しました。

化学工業界におきましては、原油価格の安定的な推移や国内の余剰設備削減等の構造改革の効果により、国内のナフサクラッカーは高水準で稼働しました。

このような情勢のもとで、当社グループは、2014年度を初年度とする中期経営計画の成長3領域である「モビリティ」、「ヘルスケア」、「フード&パッケージング」の集中的な拡大と、「基盤素材」領域における事業再構築の着実な実行に努めました。最終年度にあたる当期においては、中期経営計画の基本戦略を推進するため、4つの事業領域に合わせた事業本部体制を確立し、次のとおり取り組みました。また、更なる持続的な成長を目指して、2025年度を見据えた長期経営計画を策定しました。

モビリティ領域では、ポリプロピレン（PP）コンパウンドやエラストマー等を中心とする機能樹脂製品が、自動車販売の増加に伴う需要拡大を受け、これまで実施してきた成長投資の順調な回収に貢献しました。とりわけ自動車軽量化等による更なる需要増加が見込まれるPPコンパウンドについては、世界トップクラスの供給力を強固なものとするべく、世界8つの地域における生産能力を合計105万トンに増強することとしました。

ヘルスケア領域では、メガネレンズ材料の販売が堅調に推移するとともに、2016年3月の大型設備の運転開始によって、更なる拡販が可能な供給体制を構築しました。不織布は、主な用途であるプレミアム紙おむつの今後の需要拡大に対応するため、タイや中国に続き、名古屋、四日市において生産能力を増強することとしました。歯科材料は、北米での営業体制を強化するなど持続的な成長に向けて取り組みました。

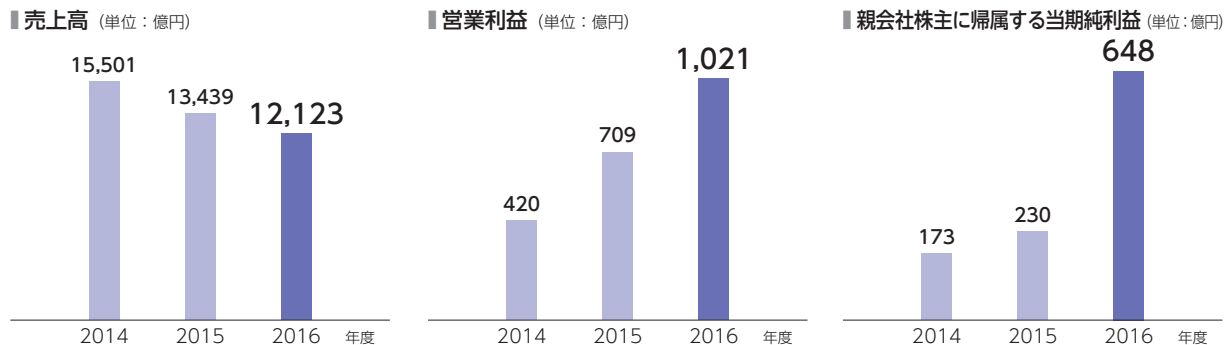
フード&パッケージング領域では、農薬の海外事業を拡大するため、インドPI社との合併会社Solinnos社の設立、ベトナムCuulong社及び欧州Belchim社との事業・資本提携を進めました。パッケージング分野に

においては、安定した国内需要を捉えて機能性フィルム・シートの販売活動を行うとともに、環境に優しく機能性の高い世界初のポリウレタン材料であるフォルティモ®及びスタビオ®の用途開拓を加速しました。

石化・基礎化学品を中心とする基盤素材領域では、国内最適生産体制の確立、安定的なフル稼働の継続等、事業再構築の効果を着実に発現させてまいりました。

これにより、当期の当社グループの業績は、売上高は12,123億円（対前期比1,316億円減）、営業利益は1,021億円（対前期比312億円増）、経常利益は972億円（対前期比340億円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は648億円（対前期比418億円増）となりました。

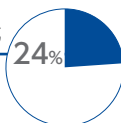
業績ハイライト



事業部門別ハイライト

モビリティ部門

売上高構成比



モビリティ部門の売上高は、前期に比べ249億円減の2,933億円、売上高全体に占める割合は24%となりました。また、営業利益は、販売数量が拡大したものの、円高の影響及び取引条件の悪化等により、前期に比べ42億円減の407億円となりました。以上により、セグメント全体では、減収・減益となりました。

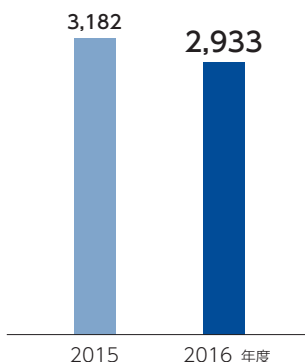
自動車部品及び樹脂改質材用途を中心とするエラストマーは、販売は堅調に推移したものの、取引条件の悪化及び円高の影響を受けました。

機能性コンパウンド製品は、円高の影響があったものの、中国コンパウンド新会社の立ち上がり等により、順調に販売を拡大しました。

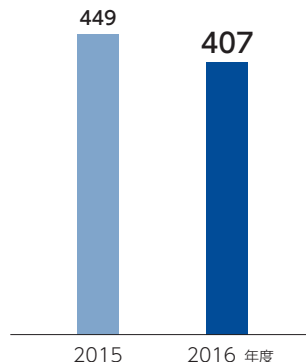
ICT（情報通信技術）関連用途を中心とする機能性ポリマーは、販売は堅調に推移したものの、円高の影響を受けました。

海外ポリプロピレン・コンパウンド事業は、北米を中心に自動車生産台数は増加したものの、円高の影響を含む取引条件が悪化しました。

■売上高（単位：億円）

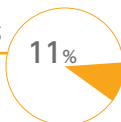


■営業利益（単位：億円）



ヘルスケア部門

売上高構成比



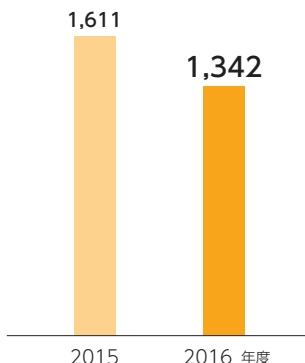
ヘルスケア部門の売上高は、前期に比べ269億円減の1,342億円、売上高全体に占める割合は11%となりました。また、営業利益は、ビジョンケア材料等における堅調な販売及び歯科材料における固定費減少があったものの、不織布における販売数量の減少により、前期に比べ15億円減の101億円となりました。以上により、セグメント全体では、減収・減益となりました。

ビジョンケア材料のメガネレンズ用材料は、販売が堅調に推移しました。

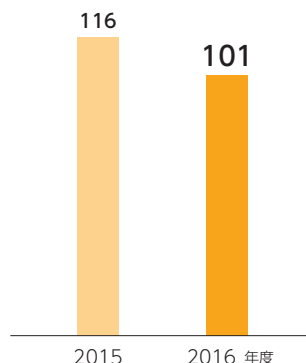
不織布は、プレミアム紙おむつの消費が堅調に推移したものの、流通在庫の消化のために当社の販売は影響を受けました。

歯科材料は、前期における決算期変更による販売数量の減少があるものの、欧米を中心に販売が堅調に推移しました。また、前期における減損損失の計上により、のれん償却費等の固定費が減少しました。

■売上高（単位：億円）

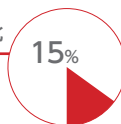


■営業利益（単位：億円）



フード&パッケージング部門

売上高構成比



フード&パッケージング部門の売上高は、前期に比べ127億円減の1,825億円、売上高全体に占める割合は15%となりました。一方、営業利益は、円高の影響があったものの、堅調な販売により、前期に比べ3億円増の206億円となりました。以上により、セグメント全体では、減収・増益となりました。

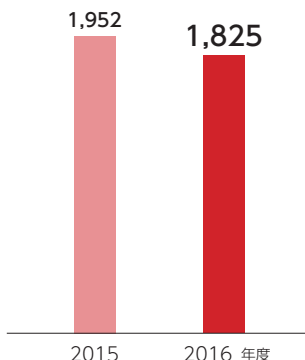
コーティング・機能材は、販売が堅調に推移しました。

機能性フィルム・シートは、包装用フィルム分野における販売が堅調に推移しました。

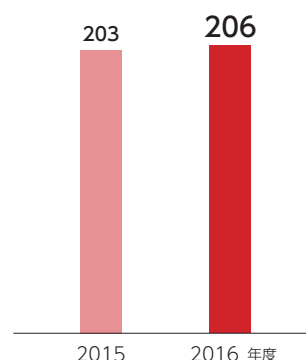
農業は、海外における販売数量が減少し、また、円高の影響を受けました。



■売上高 (単位: 億円)

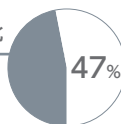


■営業利益 (単位: 億円)



基盤素材部門

売上高構成比



基盤素材部門の売上高は、前期に比べ652億円減の5,656億円、売上高全体に占める割合は47%となりました。一方、営業利益は、当社が進めてきた事業構造改善の効果が発現したこと及び堅調な国内需要の影響により、前期に比べ375億円増の385億円となりました。以上により、セグメント全体では、減収・増益となりました。

ナフサクラッカーの稼働率は、前期を上回りました。また、ポリエチレン及びポリプロピレンは、国内需要を背景に販売が堅調に推移しました。

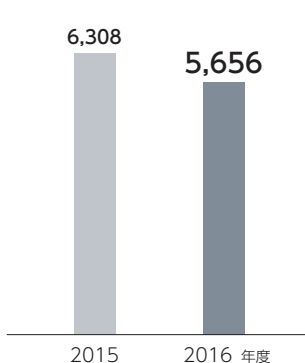
フェノールは、前期に比べ市況は低迷しましたが、事業構造改善の効果が徐々に現れております。

高純度テレフタル酸は、中国市況の低迷を背景に厳しい状況が続いているものの、事業構造改善の効果が発現しております。

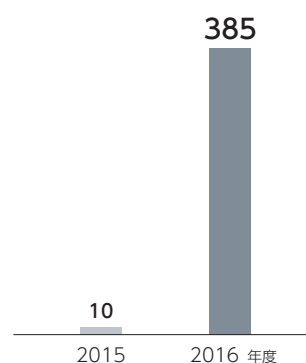
ポリウレタン材料は、事業構造改善による固定費の減少等により、収益が改善しております。



■売上高 (単位: 億円)

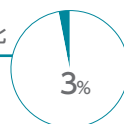


■営業利益 (単位: 億円)



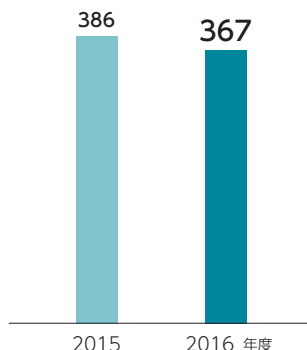
その他部門

売上高構成比

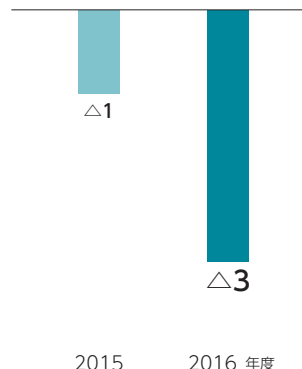


当部門の売上高は、前期に比べ19億円減の367億円、売上高全体に占める割合は3%となりました。また、営業損益は、前期に比べ2億円悪化の3億円の損失となりました。

■売上高 (単位：億円)



■営業損益 (単位：億円)



(注) 事業部門につきましては、2016年4月1日付にて、2014年度中期経営計画における基本戦略の更なる推進を図るため、一部事業部門を変更しております。
なお、前期との比較にあたっては、前期分を変更後のセグメントに組み替えております。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は454億円であり、その主なものは、名古屋工場及びサンレックス工業株式会社における不織布の製造設備増設、Advanced Composites, Inc.における P P コンパウンド製造設備増設のための投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、自己資金、金融機関からの借入金等により所要資金を賄いました。

当期末有利子負債残高は、収益改善に伴う高水準の営業キャッシュフローの維持等により、前期末に比べ331億円減少し、4,399億円となりました。

2 直前3事業年度の財産及び損益の状況

事業年度	2013年4月 ┆ 2014年3月	2014年4月 ┆ 2015年3月	2015年4月 ┆ 2016年3月	2016年4月 ┆ 2017年3月
売上高 (百万円)	1,566,046	1,550,076	1,343,898	1,212,282
営業利益 (百万円)	24,899	42,040	70,926	102,149
経常利益 (百万円)	22,522	44,411	63,183	97,196
親会社株主に帰属 する当期純損益 (百万円)	△ 25,138	17,261	22,963	64,839
1株当たり当期純損益 (円)	△ 25.10	17.24	22.95	64.81
純資産 (百万円)	409,647	471,299	443,237	514,635
総資産 (百万円)	1,432,162	1,411,790	1,258,948	1,325,525

(注) 上記の1株当たり当期純損益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

事業部門	会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
モビリティ	Advanced Composites, Inc.	14 百万米ドル	61.75	米国における P P コンパウンドの製造及び販売
	Grand Siam Composites Co., Ltd.	64 百万タイバーツ	47.13	東南アジア地域における P P コンパウンドの製造及び販売
	Mitsui Elastomers Singapore Pte. Ltd.	96 百万米ドル	100.00	東南アジア地域におけるエラストマー製品の製造及び販売
	Advanced Composites Mexicana S.A. de C.V.	3 百万米ドル	61.75	メキシコにおける P P コンパウンドの製造及び販売
	三井化学複合塑料(中山)有限公司	117 百万人民元	63.00	中国における P P コンパウンドの製造及び販売
	三井化学産資株式会社	400	100.00	合成樹脂系の土木建築資材及び配管資材の製造及び販売
	Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd.	2,450 百万インドルピー	83.96	インドにおける P P コンパウンドの製造及び販売
	Produmaster Advanced Composites Indústria e Comércio de Compostos Plásticos Ltda.	59 百万リアル	65.00	ブラジルにおける P P コンパウンドの製造及び販売
ヘルスケア	Heraeus Kulzer GmbH	25 百万ユーロ	80.01	ドイツにおける歯科材料の製造及び販売
	三井化学ファイン株式会社	400	100.00	精密化学品・無機化学品の販売
	Heraeus Kulzer, LLC	6 百万米ドル	80.01	米国における歯科材料の製造及び販売
	Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.	1,310 百万タイバーツ	100.00	東南アジア地域における衛生材料の製造及び販売
	SDC Technologies, Inc.	84 百万米ドル	100.00	プラスチック、ガラス等のコーティング材料の製造及び販売
	三井化学不織布(天津)有限公司	164 百万人民元	100.00	中国における衛生材料用不織布の製造及び販売

事業部門	会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
フード& パッケージ ング	三井化学東セロ株式会社	3,450	100.00	合成樹脂フィルム等の製造、加工 及び販売
	三井化学アグロ株式会社	350	100.00	農薬の製造及び販売
	ジャパンコンポジット株式会社	1,005	65.00	不飽和ポリエステル樹脂及び成 形材料の製造及び販売
基盤素材	株式会社プライムポリマー	20,000	65.00	ポリエチレン及びポリプロピレ ンの製造、加工及び販売
	Mitsui Phenols Singapore Pte. Ltd.	120 百万米ドル	95.00	東南アジア地域におけるフェノ ール、アセトン及びビスフェノ ールAの製造及び販売
	Prime Evolve Singapore Pte. Ltd.	115 百万米ドル	52.00	東南アジア地域におけるメタロ センポリマーの製造及び販売
	日本エボリュウ株式会社	100	48.75	メタロセンポリマーの製造及び 販売
その他	Mitsui Chemicals Europe GmbH	1 百万ユーロ	100.00	欧州における事業統括
	Mitsui Chemicals America,Inc.	169 百万米ドル	100.00	米州における事業統括
	三井化学（中国）管理有限公司	59 百万人民元	100.00	中国における事業統括
	亞太三井化学股份有限公司	14 百万台湾ドル	100.00	台湾における当社製品の販売
	共和工業株式会社	95	100.00	金型の製造及び販売
	Anderson Development Company	1 百万米ドル	100.00	特殊化学品の製造及び販売
	下関三井化学株式会社	490	100.00	燐系製品及びガス製品の製造及 び販売
	Mitsui Chemicals Asia Pacific,Ltd.	2 百万米ドル	100.00	東南アジア地域における事業統 括

- (注) 1. 議決権比率は、直接及び間接所有の合計であります。
2. 資本金は、小数点以下を四捨五入により表示しております。
3. Mitsui Chemicals America,Inc.の資本金については、払込資本を記載しております。

4 対処すべき課題

当社グループは、「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して高品質の製品とサービスを提供し、もって広く社会に貢献する」ことを企業グループ理念として掲げ、経済軸、環境軸、社会軸が結びついた社会課題解決への取り組みにより、事業活動を通じた社会貢献を目指してまいります。また、目指すべき企業グループ像として、「絶えず革新による成長を追求し、グローバルに存在感のある化学企業グループ」を掲げております。

2025年度を見据えた長期経営計画では、「環境と調和した共生社会」、「健康・安心な長寿社会」及び「地域と調和した産業基盤」の実現を当社グループが貢献すべき社会課題と捉え、「モビリティ」、「ヘルスケア」、「フード&パッケージング」、「次世代事業」及び「基盤素材」の5つの事業領域において、より良い未来社会の実現に向けて取り組みます。

顧客起点イノベーションの追求、グループ・グローバル経営の強化及び既存事業の競争力強化といった基本戦略を推進するとともに、成長投資及び研究開発費を積極的に拡大することによって、2025年度には次の経営目標（連結）の実現を目指してまいります。

2025年度 長期経営目標		積極的な経営資源の投入	
営業利益	2,000億円	成長投資 10年間で1兆円 うち戦略投資 4,000億円	研究開発費 2025年度に700億円 2016年度比約2倍
売上高	20,000億円		
売上高営業利益率 (ROS)	10%		
自己資本利益率 (ROE)	10%以上		
Net D/E *	0.8以下		

* 有利子負債が自己資本の何倍かを示す指標

また、従来の3カ年の中期経営計画に対して、毎年の予算策定時に向こう3カ年の事業計画の見直しを行うというローリング方式を採用しています。社会環境の変化が急速かつ大きくなる中で、長期的な視野を持ちつつ、経営の環境適応性を高め、戦略推進を加速してまいります。

このような経営ビジョン及び経営計画のもと、2017年度において、当社は、次のように経営環境を認識し、重点課題に取り組んでまいります。

<経営環境>

2017年度の世界経済は、米国における堅調な個人消費や資源価格の安定に伴う新興国経済の回復等によって、全体として緩やかな成長が継続するものと見込まれます。もっとも、米国大統領の政策スタンス、英国のEU離脱による影響、ヨーロッパ諸国の選挙動向等、世界経済の変動に留意すべき状況が継続すると想定されます。

日本経済におきましては、雇用や所得環境が引き続き改善し、景気は緩やかに回復することが見込まれます。

化学工業界におきましては、世界経済の緩やかな成長に伴う需要拡大が見込まれるものの、世界経済の動向、ナフサや化学製品の市況や需要の変動に留意すべき状況が継続すると想定されます。

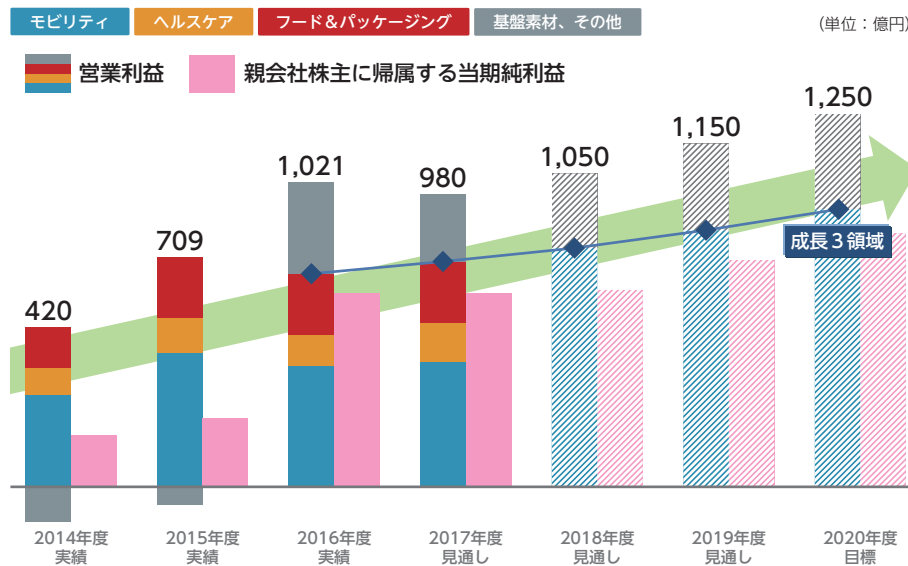
<重点課題>

- ・成長3領域「モビリティ」、「ヘルスケア」、「フード&パッケージング」の拡大・成長
- ・投資案件の拡充、周辺事業進出等の事業拡大、需要に対応した設備能力の確保
- ・次世代の新事業の育成・新製品創出の加速
- ・基盤素材事業の再構築完遂と更なる競争力強化
- ・新事業、研究開発、成長投資等を遂行するための必要人材の確保
- ・グループ・グローバル経営に向けた基盤の強化
- ・成長投資の確実な回収と投資案件の成功確率向上
- ・安全最優先に基づく基本行動の徹底と安全技術力の向上

業績予想 (単位：億円)

	2016年度 連結業績		2017年度 連結業績予想
売上高	12,123	↗	13,000
営業利益	1,021	↘	980
経常利益	972	↘	960
親会社株主に帰属 する当期純利益	648	↗	650
ROA (総資産営業利益率)	7.9%	↘	7.3%
ROE (自己資本利益率)	15.6%	↘	13.7%

今後の業績見通し



5 主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

事業部門	主要製品・事業
モビリティ	エチレン・プロピレンゴム (三井E P T™)、 α -オレフィンコポリマー (タフマー®)、液状ポリオレフィンオリゴマー (ルーカント®)、熱可塑性エラストマー (ミラストマー®)、接着性ポリオレフィン (アドマー®)、エンジニアリングプラスチック (アーレン®、オーラム®、プロベスト®)、特殊ポリオレフィン (T P X®、アペル™、ハイゼックスミリオン®)、半導体材料 (三井ペリクル™)、ポリプロピレンコンパウンド、ガス用及び給水・給湯用配管システム
ヘルスケア	メガネレンズ用材料、不織布 (シンテックス®、タフネル®)、通気性フィルム (エスポール®)、合成パルプ (SWP®)、アクリルアמיד、医薬原料、歯科材料
フード & パッケージング	ウレタン樹脂 (タケネート®、タケラック®)、コーティング樹脂 (ユーバン®、アルマテックス®、オレスター®、ボンロン™、A Eアルマテックス®)、ワックス (三井ハイワックス™)、表示デバイス用シール材 (ストラクトボンド®)、ポリオレフィン系樹脂 (ユニストール™、ケミパール™)、トナーバインダー、特殊イソシアネート (フォルティモ®、スタビオ®)、二軸延伸ポリプロピレンフィルム、無延伸ポリプロピレンフィルム、直鎖状低密度ポリエチレンフィルム (T.U.X®)、シリコンコート離型フィルム (セパレーターS P - P E T)、ハイクリーン粘着テープ (イクロス™テープ)、耐熱離型フィルム (オピュラン®)、太陽電池用封止シート (ソーラーエバ™、ソーラーエース™)、低発泡ポリオレフィンシート (パロニア®、ハイシート®)、農業用殺虫剤・殺菌剤・除草剤、家庭園芸用殺虫剤・殺菌剤・除草剤、非農耕地用殺虫剤・殺菌剤・除草剤、防疫用殺虫剤、シロアリ防除、ペット用薬原料、ハイブリッドライス種子
基盤素材	エチレン、プロピレン、高密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン、メタロセン直鎖状低密度ポリエチレン (エボリユ®)、ポリプロピレン、ポリオレフィン製造用触媒、フェノール、アセトン、 α -メチルスチレン、メチルイソブチルケトン (M I B K)、イソプロピルアルコール、ビスフェノールA、エポキシ樹脂 (エポミック®)、高純度テレフタル酸、ポリエチレンテレフタレート (三井P E T™)、エチレンオキサイド、エチレングリコール、エタノールアミン、ホルマリン、メタアクリル酸メチル (MMA)、液体アンモニア、尿素、高品位尿素水 (アドブルー®)、メラミン、ハイドロキノン、クレゾール、半導体用ガス、ウレタン原料

募集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

6 主要な事業所等 (2017年3月31日現在)

(1) 当 社

- ①本 社 (東京都)
- ②支 店
 - 名古屋支店 (名古屋市)
 - 大阪支店 (大阪市)
 - 福岡支店 (福岡市)
- ③工 場
 - 市原工場 (千葉県市原市)
 - 茂原分工場 (千葉県茂原市)
 - 名古屋工場 (名古屋市)
 - 大阪工場 (大阪府高石市)
 - 岩国大竹工場 (山口県岩国市及び和木町並びに広島県大竹市)
 - 大牟田工場 (福岡県大牟田市)
- ④研究開発本部
 - 袖ヶ浦センター (千葉県袖ヶ浦市)
- ⑤海外事務所 北京事務所

(2) 重要な子会社

Advanced Composites, Inc. (米国)	三井化学アグロ株式会社 (東京都、千葉県茂原市、滋賀県野洲市)
Grand Siam Composites Co., Ltd. (タイ)	ジャパンコンポジット株式会社 (東京都、静岡市)
Mitsui Elastomers Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	株式会社プライムポリマー (東京都、千葉県市原市、大阪府高石市)
Advanced Composites Mexicana S.A. de C.V. (メキシコ)	Mitsui Phenols Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)
三井化学複合塑料(中山)有限公司 (中国)	Prime Evolve Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)
三井化学産資株式会社 (東京都、埼玉県久喜市、広島県大竹市)	日本エポリユー株式会社 (東京都、千葉県市原市)
Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd. (インド)	Mitsui Chemicals Europe GmbH (ドイツ)
Produmaster Advanced Composites Indústria e Comércio de Compostos Plásticos Ltda. (ブラジル)	Mitsui Chemicals America, Inc. (米国)
Heraeus Kulzer GmbH (ドイツ)	三井化学(中国)管理有限公司 (中国)
三井化学ファイン株式会社 (東京都)	亞太三井化学股份有限公司 (台湾)
Heraeus Kulzer, LLC (米国)	共和工業株式会社 (新潟県三条市)
Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd. (タイ)	Anderson Development Company (米国)
SDC Technologies, Inc. (米国)	下関三井化学株式会社 (山口県下関市)
三井化学不織布(天津)有限公司 (中国)	Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd. (シンガポール)
三井化学東セロ株式会社 (東京都、茨城県古河市、浜松市、名古屋市)	

7 使用人の状況 (2017年3月31日現在)

事業部門別名称	使用人数 (人)	対前期末増減 (人)
モビリティ	2,404	53
ヘルスケア	2,559	23
フード&パッケージング	2,378	53
基盤素材	1,675	△97
その他	4,407	△56
合計	13,423	△24

8 主要な借入先の状況 (2017年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	43,881
三井住友信託銀行株式会社	32,344
株式会社みずほ銀行	28,248
株式会社日本政策投資銀行	19,526
農林中央金庫	22,399

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社三井住友銀行	8,355百万円
三井住友信託銀行株式会社	9,405百万円
株式会社みずほ銀行	7,780百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,700百万円
農林中央金庫	6,219百万円

9 企業集団の現況についてのご報告は、次により記載しております。

百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。

2 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2017年3月31日現在)

会社における 地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	淡 輪 敏	業務執行全般統括(C E O)
代表取締役 専務執行役員	久 保 雅 晴	社長補佐(C F O)。 総務・法務部、経理部、レスポンシブル・ケア委員会及びリスク・コンプライアンス委員会担当
代表取締役 専務執行役員	諫 山 滋	社長補佐。 研究開発本部管掌。 新モビリティ事業開発室、次世代事業開発室、ロボット材料事業開発室及び知的財産部担当
取 締 役 常務執行役員	植 木 健 治	Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (China) Co., Ltd.、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、購買部、物流部、関係会社統括部、システム部、業務効率化プロジェクト推進室及びC S R委員会担当
取 締 役 常務執行役員	松 尾 英 喜	生産・技術本部長。 加工品事業支援センター、工場及びR C・品質保証部担当
取 締 役	黒 田 由 貴 子	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー 株式会社CAC Holdings社外取締役 丸紅株式会社社外取締役
取 締 役	馬 田 一	JFEホールディングス株式会社相談役、アサガミ株式会社社外監査役
取 締 役	徳 田 寛	株式会社デンソー顧問
常勤監査役	鮎 川 彰 雄	
常勤監査役	那 和 保 志	
監 査 役	松 田 博	
監 査 役	関 根 攻	弁護士(青山綜合法律事務所顧問)、東鉄工業株式会社社外取締役
監 査 役	西 尾 弘 樹	室町殖産株式会社特別顧問、三機工業株式会社社外取締役

募集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1.取締役のうち黒田由貴子氏、馬田一氏及び徳田寛氏は、社外取締役であります。また、当社は黒田由貴子氏、馬田一氏及び徳田寛氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
- 2.監査役のうち松田博氏、関根攻氏及び西尾弘樹氏は、社外監査役であります。また、当社は松田博氏、関根攻氏及び西尾弘樹氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
- 3.監査役松田博氏及び西尾弘樹氏は、長年にわたり金融機関での実務から経営に至るまで幅広い経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4.取締役黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は松本由貴子であります。
- 5.取締役徳田寛氏は、重要な兼職である株式会社日本自動車部品総合研究所（現：株式会社SOKEN）の代表取締役社長を2016年6月に退任しております。
- 6.監査役西尾弘樹氏は、重要な兼職である室町建物株式会社の代表取締役会長を2016年6月に退任しております。
- 7.当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
- 8.2017年4月1日をもって、社外取締役以外の取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	淡 輪 敏	業務執行全般統括（CEO）
代表取締役 副社長執行役員	久 保 雅 晴	社長補佐（CFO）。 総務・法務部、経理部、CSR委員会及びリスク・コンプライアンス委員会担当
代表取締役 専務執行役員	諫 山 滋	社長補佐。 研究開発本部管掌。 新モビリティ事業開発室、次世代事業開発室、ロボット材料事業開発室及び知的財産部担当
取 締 役 専務執行役員	松 尾 英 喜	生産・技術本部長。 加工品事業支援センター及び工場担当
取 締 役	植 木 健 治	株式会社エムシー・オペレーションサポート社長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (4名)	372百万円 (32百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	98百万円 (35百万円)
合 計 (うち社外役員)	18名 (7名)	470百万円 (67百万円)

- (注) 1.取締役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額60百万円以内と決議しております。
 2.監査役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額11百万円以内と決議しております。
 3.上記の金額には、2016年6月24日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名に対する2016年4月から退任時までの支給額が含まれております。
 4.上記の支給額には、2017年6月27日開催の第20期定時株主総会において付議する以下の取締役賞与の予定額が含まれております。
 2017年3月31日現在在任中の取締役5名：92百万円
 2016年6月24日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(2016年4月から退任時までの分)：14百万円

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役黒田由貴子氏は、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの取締役・ファウンダー(業務執行取締役)であります。当社は、2014年度及び2015年度に当社に対しファシリテーション研修業務を委託しておりますが、当社がこの研修業務の対価として当社に支払った金額は、いずれも同社の当該事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。また、同氏は、株式会社CAC Holdingsの社外取締役であります。当社と株式会社CAC Holdingsとの間に特別な関係はありません。また、同氏は丸紅株式会社の社外取締役も務めており、当社は同社との取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
- 取締役馬田一氏は、JFEホールディングス株式会社の相談役及びアサガミ株式会社の社外監査役であります。当社とJFEホールディングス株式会社及び当社とアサガミ株式会社との間に特別な関係はありません。
- 取締役徳田寛氏は、株式会社デンソーの顧問であります。当社と株式会社デンソーとの間に特別な関係はありません。また、同氏は、2016年6月まで、株式会社日本自動車部品総合研究所(現：株式会社SOKEN)の代表取締役社長でありました。当社と株式会社SOKENとの間には特別な関係はありません。

- ・監査役関根攻氏は、青山綜合法律事務所の顧問及び東鉄工業株式会社の社外取締役であります。当社と青山綜合法律事務所及び当社と東鉄工業株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役西尾弘樹氏は、室町殖産株式会社の特別顧問であります。当社は同社の株式を保有しておりますが、その比率は発行総数の5%であり、当社は同社における経営上の意思決定に関する影響力を保持していません。また、同氏は、2016年6月まで、室町建物株式会社の代表取締役会長でありました。当社は、2014年度、2015年度及び2016年度において同社が保有・管理する建物の一部を賃借しておりますが、当社がこの建物賃借の対価として同社に支払った金額は、いずれも同社の当該事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。また、同氏は、三機工業株式会社の社外取締役も務めており、当社は同社との取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（11回開催）	監査役会（15回開催）
	出席回数	出席回数
取締役 黒田 由貴子	11回	－
取締役 馬田 一	9回 (同氏の就任後、取締役会は9回開催)	－
取締役 徳田 寛	9回 (同氏の就任後、取締役会は9回開催)	－
監査役 松田 博	11回	13回
監査役 関根 攻	11回	15回
監査役 西尾 弘樹	11回	15回

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役黒田由貴子氏は、企業経営者、他社の社外役員及びコンサルタントとしての豊富な経験に基づき、業務執行の妥当性や企業の社会的な責任の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。
- ・取締役馬田一氏は、企業経営者、業界団体トップとしての豊富な経験に基づき、業務執行の妥当性や当社グループを俯瞰した本質的な観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。
- ・取締役徳田寛氏は、企業経営者、当社が注力するモビリティ分野に関する豊富な経験に基づき、当社の業務執行や事業戦略の妥当性の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。

- 監査役松田博氏は、金融機関の経営に長年携わるとともに、他社の監査役経験もあることから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。
- 監査役関根攻氏は、法的知識並びに法曹界及び他社の社外役員での豊富な経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保やリスク管理等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。
- 監査役西尾弘樹氏は、金融機関や民間企業の経営に長年携わるとともに、他社の社外役員の経験もあることから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や事業の収益性・安全性向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。

(4) 取締役会の実効性評価

当社は、当社『コーポレートガバナンス・ガイドライン』(※)第4章 第1節「3.取締役会の体制及び運営」の(4)に定めるとおり、毎年、各取締役の自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。

2015年度の評価結果に基づく対応として、2016年度においては、①付議基準の引上げ、②報告事項の拡充、③討議事項の導入、④社外取締役の増員等を実施し、取締役会の監督機能の向上を図りました。

これらの施策を踏まえて、2017年2月上旬に全取締役、監査役に対してアンケート調査を実施し、その結果を基にして3月上旬に行われた社外役員のみのお合における議論の内容とともに、3月末の取締役会に報告し、今後の課題や方策につき議論を行いました。

その結果、2016年度に実施した施策は、取締役会の監督機能を高めるという趣旨に沿っており、当社の取締役会は全体的に良い方向に向かっていることを確認いたしました。一方、今後の課題として、2016年度に導入した討議事項の更なる拡充や取締役会での議論の充実化のための運営見直し等が必要であることを確認・共有いたしました。

当社は、毎年の実効性評価を踏まえ、当社取締役会の監督機能を高めるべく必要な施策を適宜検討・実行してまいります。

(※)当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインについては、当社公式ウェブサイトに掲載しております。
(URL : <http://jp.mitsuichem.com/corporate/governance.htm>)

3 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	168百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	256百万円

- (注) 1.当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3.当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より聴取を行い、会計監査人の独立性、専門性、監査の品質を確認し、監査計画の内容や監査時間の妥当性、会計監査人の職務の遂行状況を検討の上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務」等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

①処分の対象者：新日本有限責任監査法人

②処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止(2016年1月1日から同年3月31日まで)

③処分理由

ア：新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の2010年3月期、2012年3月期及び2013年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

イ：当該監査法人の運営が著しく不当と認められた。

4 会社の現況についてのご報告は、次により記載しております。

- (1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。
- (2) 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類

連結貸借対照表 2017年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	1,325,525	負債の部	810,890
流動資産	678,938	流動負債	392,783
現金及び預金	84,120	支払手形及び買掛金	145,658
受取手形及び売掛金	271,706	短期借入金	90,276
たな卸資産	247,544	1年内返済予定の長期借入金	18,582
繰延税金資産	16,192	1年内償還予定の社債	24,142
未収入金	52,279	リース債務	116
その他	7,628	未払法人税等	69,531
貸倒引当金	△ 531	未払法人税等	5,735
固定資産	646,587	役員賞与引当金	140
有形固定資産	409,429	修繕引当金	12,173
建物及び構築物	103,702	その他	26,430
機械装置及び運搬具	126,685	固定負債	418,107
土地	155,441	社長期借入金	35,574
建設仮勘定	11,465	リース債務	268,654
その他	12,136	繰延税金負債	2,524
無形固定資産	35,188	役員退職慰労引当金	24,169
のれん	7,407	修繕引当金	251
ソフトウェア	4,689	環境対策引当金	3,878
その他	23,092	退職給付に係る負債	732
投資その他の資産	201,970	資産除去債務	55,200
投資有価証券	141,873	その他	4,196
退職給付に係る資産	31,103	純資産の部	514,635
繰延税金資産	6,755	株主資本	437,797
その他	24,610	資本金	125,053
貸倒引当金	△ 2,371	資本剰余金	90,491
合計	1,325,525	利益剰余金	236,961
		自己株	△ 14,708
		その他の包括利益累計額	11,895
		その他有価証券評価差額金	20,337
		繰延ヘッジ損益	△ 25
		為替換算調整勘定	4,211
		退職給付に係る調整累計額	△ 12,628
		非支配株主持分	64,943
		合計	1,325,525

連結損益計算書 自 2016年4月1日 至 2017年3月31日

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	1,212,282		
販売費	919,268		
営業利益	293,014		
営業外収益	190,865		
受取分取	102,149		
利息及び	3,620	金	当
受取	208	益	利
その	718	料	他
営業外費用	2,136		6,682
支休為貸そ	5,749	息	用
経	557	損	額
倒引	1,257	他	益
当金の	1,370		11,635
常利	2,702		97,196
別定資産		利	益
別定資産	253	益	
減資	2,381	却	却
投資有価		益	益
損			
固定資産	7,375	却	損
減資	10	却	損
投資有価	4,111	却	損
損	196	却	損
契約	2,366	除	金
税金等調整		除	益
法人税、住民税		純	利
法人税等調整	15,704	益	益
当期純利益	△ 3,789	税	額
非支配株主に		額	
親会社株主に		益	
帰属する当期純利益			73,857
帰属する当期純利益			9,018
			64,839

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書 自 2016年4月1日 至 2017年3月31日

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上			624,773
販売			506,884
営業			117,889
営業			78,670
営業			39,219
営業			26,218
営業			1,545
営業			1,219
営業			4,244
営業			408
営業			1,211
営業			2,721
営業			1,875
営業			1,837
営業			12,296
営業			55,905
営業			152
営業			1,576
営業			6,218
営業			1
営業			1,009
営業			4,619
営業			18
営業			96
営業			2,366
営業			296
営業			14,623
営業			43,010
営業			△ 1,977
営業			△ 2,281
営業			△ 4,258
営業			47,268

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月18日

三井化学株式会社

代表取締役社長 淡輪 敏 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原正三	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	狩野茂行	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植木貴幸	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井化学株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月18日

三井化学株式会社

代表取締役社長 淡輪 敏 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原正三	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	狩野茂行	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植木貴幸	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井化学株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の所管部門から管理状況の報告を受ける他、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求めるとともに、一部子会社に赴き調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人（新日本有限責任監査法人、以下同じ。）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、2015年12月22日付の金融庁による業務改善命令に関して、業務改善計画の内容及びその進捗状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月19日

三井化学株式会社 監査役会

常勤監査役	鮎川彰雄	㊦
常勤監査役	那和保志	㊦
社外監査役	松田博	㊦
社外監査役	関根攻	㊦
社外監査役	西尾弘樹	㊦

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイト<http://www.web54.net>をご利用いただくことによるのみ可能です。同ウェブサイトへは、パソコンによるアクセスが可能となっております。ご利用に際しては、次の事項をご覧ください。ご了承の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使は、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力し、画面の案内に従って行って下さい。

▶ 議決権行使のお取り扱い

- ① インターネットによる議決権行使は、総会開催日前日の午後5時40分までに行ってくださいようお願いいたします。
- ② 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
- ③ インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

▶ パスワードのお取り扱い

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱い下さい。また、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えできません。
- ② パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまい、パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

▶ システムに関する環境条件

議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境をご確認下さい。

- ① 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
- ② Webブラウザ及びPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしております）

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver.7~9	Adobe® Reader® Ver.9
Windows® Ver.7	Internet Explorer® Ver.8~11	Adobe® Reader® Ver.11
Windows® Ver.8.1	Internet Explorer® Ver.11	Adobe® Reader® Ver.11

※Windows、Windows Vista及びInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe及びReaderは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

- ③ 同ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“cookie”使用を許可にした上で、ご利用下さい。
- ④ お勤め先の会社等からインターネットに接続される場合、インターネットの接続に、ファイアーウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限されることがありますので、システム管理者の方にご確認下さい。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- 議決権行使専用ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- その他のご登録住所・株式数のご照会等
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】0120 (782) 031
(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

第20期定時株主総会 会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 コレド室町1(4階) 日本橋三井ホール
TEL.03-5200-3211

(コレド日本橋、コレド室町2・3とお間違えのないようお願い申し上げます。)



コレド室町1

※ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。なお、当社として専用の駐車場をご用意しておりませんのでご了承下さい。

- 交通 **地下鉄** 銀座線・半蔵門線 三越前駅 A6出口隣より直結
東西線・銀座線・都営浅草線 日本橋駅 B10出口より徒歩5分
- JR** 総武快速線 新日本橋駅 (銀座線・半蔵門線「三越前駅」方面へ地下通路經由にて徒歩3分)